

(目的)

第1条 垂井町は、道路運送法(昭和26年法律第183号)の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要な交通手段の確保、その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するとともに、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成19年法律第59号)の規定及び地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱(平成23年国総計第97号、国鉄財第368号、国鉄業第102号、国自旅第240号、国海内第149号、国空環第103号)の規定に基づき、垂井町地域公共交通計画及び生活交通確保維持改善計画(以下「計画等」という。)の策定に関する協議及び計画の実施に係る連絡調整を行うため、垂井町地域公共交通会議(以下「交通会議」という。)を設置する。

(事務所)

第2条 交通会議の事務所は、垂井町宮代2957番地の11(垂井町役場内)に置く。

(協議事項)

第3条 交通会議は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 本町における公共交通のあり方に関する事項
- (2) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃、料金等に関する事項
- (3) 町運営有償運送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項
- (4) 計画等の策定及び変更に関する事項
- (5) 計画等の実施に関する事項
- (6) 交通会議の運営方法その他交通会議が必要と認める事項

(会長及び委員)

第4条 交通会議は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、町長又はその指名する者をもって充てる。

3 会長は、会務を総括する。

4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

5 交通会議の委員は、次に掲げる者とする。

- (1) 町長又はその指名する者
- (2) 一般旅客自動車運送事業者
- (3) 一般旅客自動車運送事業者が組織する団体
- (4) 住民又は利用者の代表
- (5) 岐阜運輸支局長又はその指名する者
- (6) 一般旅客自動車運送業者の事業用自動車の運転者が組織する団体の代表者
- (7) 道路管理者又はその指名する者
- (8) 垂井警察署長又はその指名する者
- (9) 前各号に掲げるもののほか、町長が交通会議の運営上必要と認める者

6 委員の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

7 職名をもって委嘱された委員が欠けた場合、後任者の任期は前任者の残任期間とする。

(監事)

第5条 公共交通会議に監事を2人置く。

2 監事は、委員のうちから会長が指名し、交通会議の会計監査を行う。

3 会計監査は、会計年度ごとの定期監査及び必要に応じての臨時監査とする。

(交通会議の運営)

第6条 交通会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 交通会議は、委員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。ただし、あらかじめ委任状(別記様式)の提出により、代理者に権限の委任がある場合は、代理者を出席委員とみなす。

3 交通会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認める場合は、議事に関係ある者を交通会議に出席させ説明若しくは助言を聞き、又は資料の提出を求めることができる。

5 交通会議は原則として公開するものとする。ただし、交通会議の決定により非公開とすることができる。

(協議結果の取扱い)

第7条 交通会議において協議が整った事項については、協議会の構成員はその協議結果を尊重しなければならない。

(事務局)

第8条 交通会議の運営に関する事務を行うため、事務局を企画調整課に置く。

2 事務局には事務局長を置き、企画調整課長をもって充てる。

3 事務局員は、企画調整課の職員をもって充てる。

4 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(経費)

第9条 交通会議の経費は、負担金、補助金その他の収入をもって充てる。

(財務に関する事項)

第10条 交通会議の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(交通会議の解散等)

第11条 交通会議が解散した場合におけるその収支は、解散の日をもって打ち切り、会長がこれを清算する。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、交通会議の運営に関して必要な事項は、会長が交通会議に諮り定める。

附 則

この要綱は、平成26年5月1日から施行する。

附 則(平成27年6月19日告示第71号)

この要綱は、平成27年6月19日から施行する。

附 則(令和3年7月2日告示第102号)

この要綱は、令和3年10月1日から施行する。

附 則(令和4年3月31日告示第55号)

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則(令和5年5月26日告示第102号)

この要綱は、令和5年6月1日から施行する。

別記様式（第6条関係）

年 月 日

垂井町地域公共交通会議議長 様

団体名
役職名
氏 名
(署名又は記名押印)

委 任 状

年 月 日に開催する垂井町地域公共交通会議における議事の審議にかかる権限を以下の者に委任します。

1 委任される者の氏名 _____

2 委任される者の所属・役職 _____